

自然公園施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)</p> <p>第十九条 知事は、指定管理者の指定を受ける者がいないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、公園施設の管理を行うものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定により公園施設の管理を行う場合においては、別表第四に掲げる施設等を利用する者から、使用料を徴収する。</p> <p>3 第十三条第一項及び第三項並びに第十四条の規定は、前項の使用料について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者が同表に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める」とあるのは「同表に定める金額の範囲内で知事が定める」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「利用許可を受けた者」とあるのは「使用料を納付した者」と、「指定管理者は」とあるのは「知事は」と読み替えるものとする。</p> <p>(委任規定)</p> <p>第二十条 この条例に定めるもののほか、公園施設の管理に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則 (令和三年三月二二日条例第三号)</p> <p>この条例は、令和三年四月一日から施行する。</p>	<p>(委任規定)</p> <p>第十九条 この条例に定めるもののほか、公園施設の管理に関し必要な事項は、規則で定める。</p>